

これからの市立小中学校を語る 地域別懇談会

テーマ：「京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の
解消に向けた対策について」

京田辺市学校教育審議会

本日のながれ

○開会

- 1.市学校教育審議会について
- 2.京田辺市人口の推移と将来推計
- 3.京田辺市立小中学校について
- 4.学校規模・学校配置の一般的な考え方
- 5.児童生徒数の偏在に伴う課題
- 6.これまでの学校教育審議会での審議経過

○意見交換

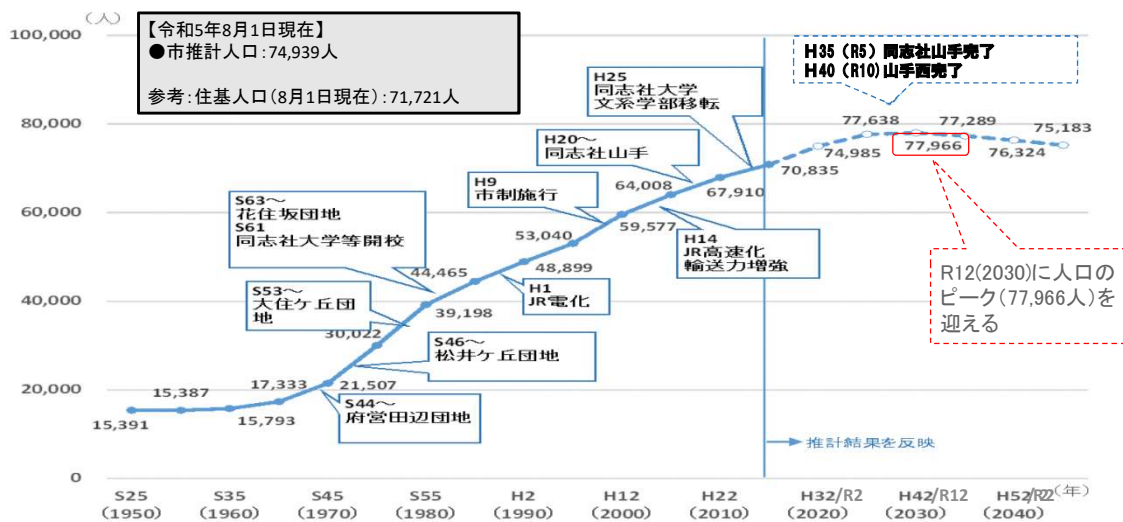
○まとめ

○閉会

1. 市学校教育審議会について

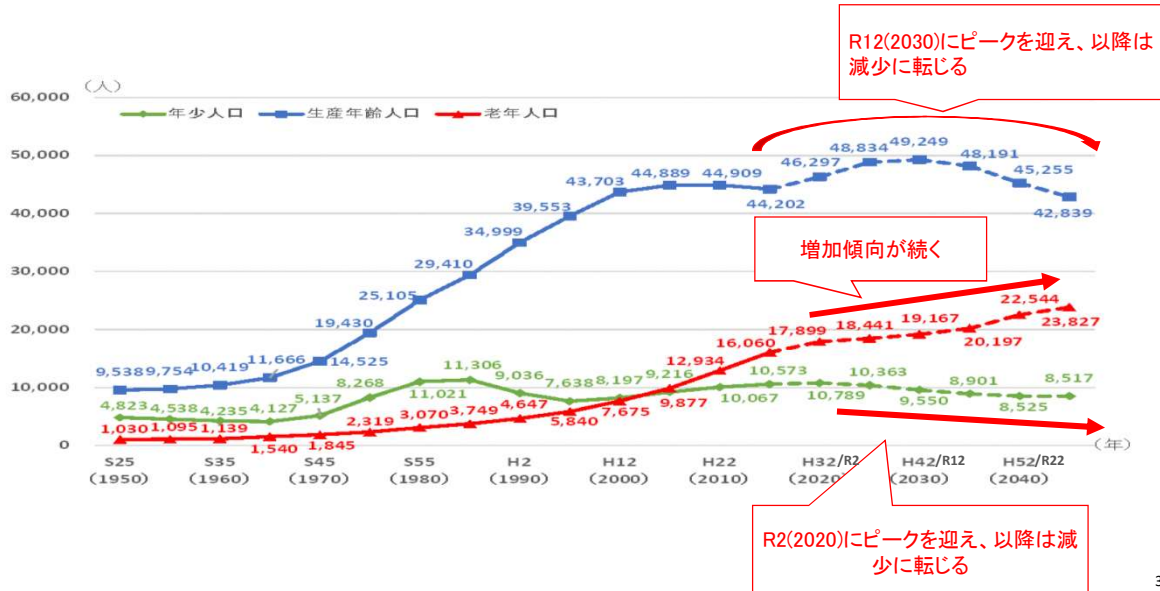
- 不登校や小中一貫教育、学校間における児童生徒の偏在、学校施設の長寿命化など、京田辺市の学校教育が抱える諸課題に迅速に取り組むことを目的として、「市学校教育審議会」が令和3年度に設置されました。
- 京田辺市教育委員会の附属機関として、有識者などで構成する本審議会は、教育委員会からの諮問に応じ、課題の調査・審議を行い、答申を行う組織です。
- 現在、学識経験を有する方、地元を代表する方、PTA代表、学校関係者、民生児童委員協議会委員、公募委員等13名の体制で、令和4年2月に教育委員会から諮問を受けた「京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策」について審議しています。

2. 京田辺市人口の推移と将来推計①



●第4次京田辺市総合計画策定用基礎資料より

京田辺市人口の推移と将来推計②



3. 京田辺市立小中学校について

本市は、住宅開発などにより児童生徒数が増加し、過大規模が見込まれる学校がある一方で、地域的に小規模となる見込みの学校もあり、9小学校3中学校における児童生徒数の偏在が課題となっています。

また、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、(小学校の)1学級が40人から35人編制になり、学校の規模という考え方が、今後、ますます重要となります。

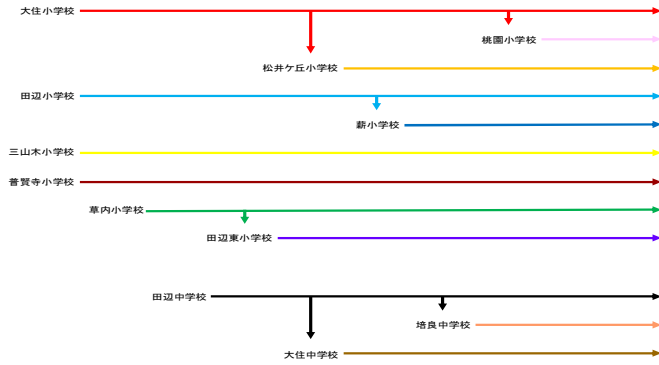
●京都式少人数教育...

現在、京都府では独自措置として、おおむね30人程度の学級編制が可能となるよう教員が配置されることとなっています。各小中学校では、①少人数授業、②チームティーチング、③少人数学級、④専科教員配置 から、学校ごとに選択できることとされています。

市立小中学校の状況(9小学校・3中学校)

京田辺市立学校の変遷

西暦(年)	1873	1878	1947	1972	1979	1980	1982	1984	...	2023
和暦(年)	明治6	明治11	昭和22	昭和47	昭和54	昭和55	昭和57	昭和59		令和5

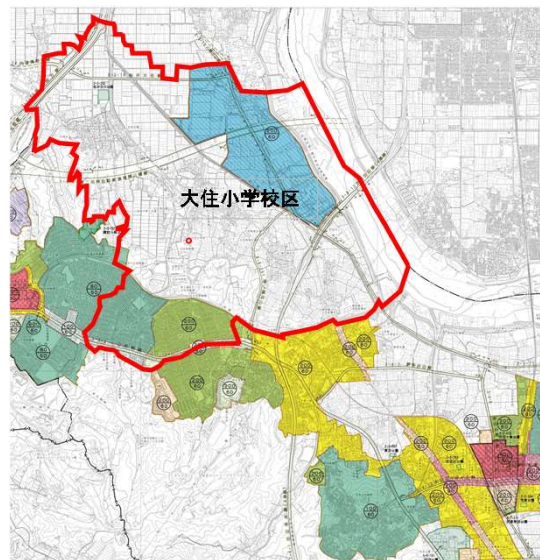


進学先
大住中学校
大住中学校
大住中学校
田辺中学校
田辺中学校(一部大住中学校)
田辺中学校
田辺中学校(一部生駒北小中学校*)
培良中学校
培良中学校

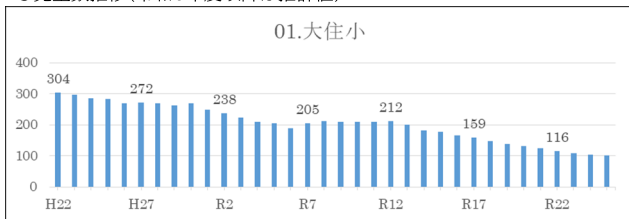
* 打田、高船地区に居住する児童は、生駒市立生駒北小中学校へ進学

①大住小学校(大住中学校区)

創立 明治6年(1873年)
 児童数 206人(令和5年5月1日現在)
 学級数 9学級(うち2学級は特別支援学級)
 教室数 普通教室20、特別教室13
 校舎面積 5,520㎡
 運動場面積 6,182㎡
 主な構造等 鉄筋コンクリート造/昭和42年度



○児童数推移(令和6年度以降は推計値)

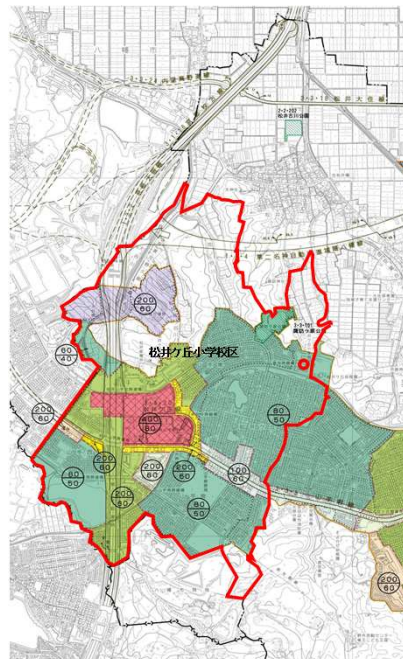
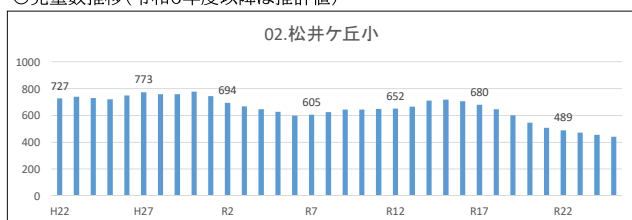


出典:教育総務室「京田辺市立学校児童生徒数推計[R4.]」

②松井ヶ丘小学校(大住中学校区)

創立 昭和54年(1979年)
 児童数 627人(令和5年5月1日現在)
 学級数 25学級(うち5学級は特別支援学級)
 教室数 普通教室25、特別教室11
 校舎面積 4,811㎡
 運動場面積 6,590㎡
 主な構造等 鉄筋コンクリート造/昭和53年度

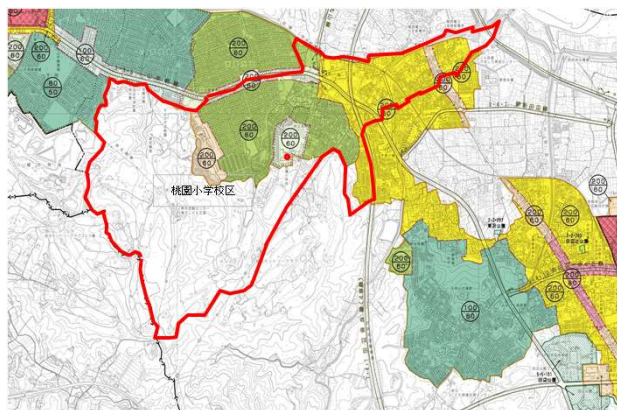
○児童数推移(令和6年度以降は推計値)



③桃園小学校(大住中学校区)

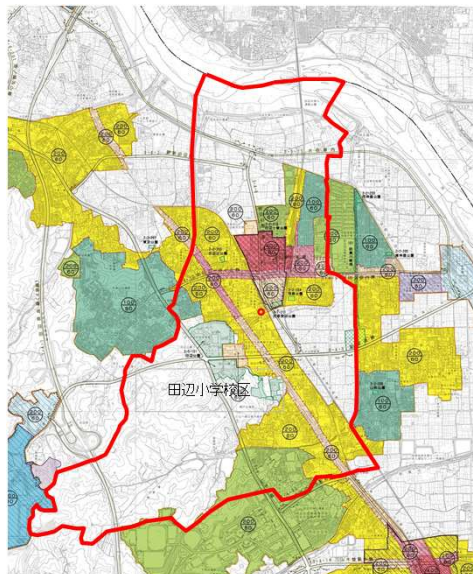
創立 昭和59年(1984年)
 児童数 469人(令和5年5月1日現在)
 学級数 19学級(うち2学級は特別支援学級)
 教室数 普通教室21、特別教室7
 校舎面積 4,228㎡
 運動場面積 6,878㎡
 主な構造等 鉄筋コンクリート造/昭和59年度

○児童数推移(令和6年度以降は推計値)

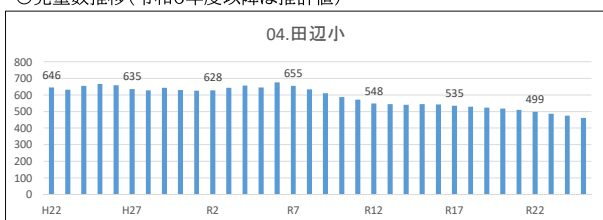


④ 田辺小学校(田辺中学校区)

創立 明治6年(1873年)
 児童数 645人(令和5年5月1日現在)
 学級数 23学級(うち3学級は特別支援学級)
 教室数 普通教室23、特別教室10
 校舎面積 4,782㎡
 運動場面積 6,567㎡
 主な構造等 鉄筋コンクリート造/昭和34年度
 特記事項 ・「京田辺市学校施設長寿命化計画」に基づき、
 現在、施設改修を実施している。
 ・田辺北地区新市街地整備事業が今後進められる予定(開発規模等未定)

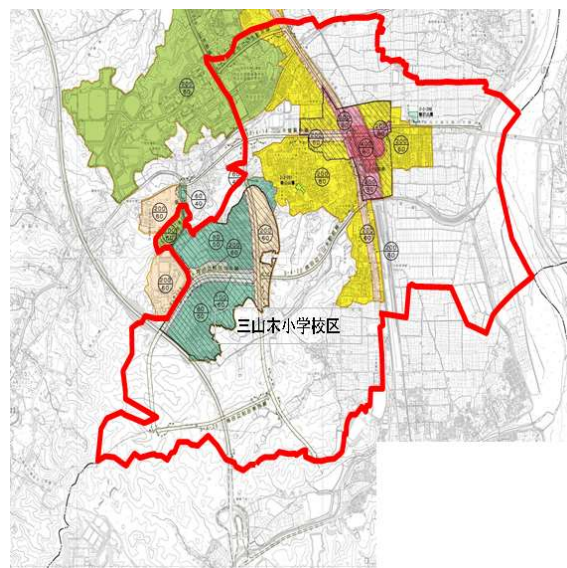


○児童数推移(令和6年度以降は推計値)

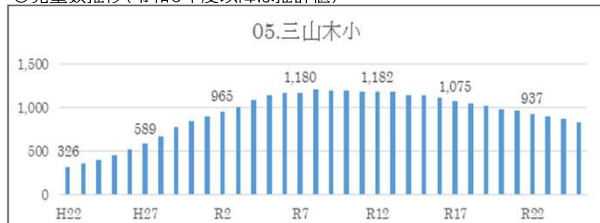


⑤ 三山木小学校(田辺中学校区)

創立 明治6年(1873年)
 児童数 1,144人(令和5年5月1日現在)
 学級数 41学級(うち5学級は特別支援学級)
 教室数 普通教室45、特別教室11
 校舎面積 9,324㎡
 運動場面積 6,091㎡(*7,567㎡)
 主な構造等 鉄筋コンクリート造/昭和46年度
 特記事項 学校周辺で第2グラウンドを整備



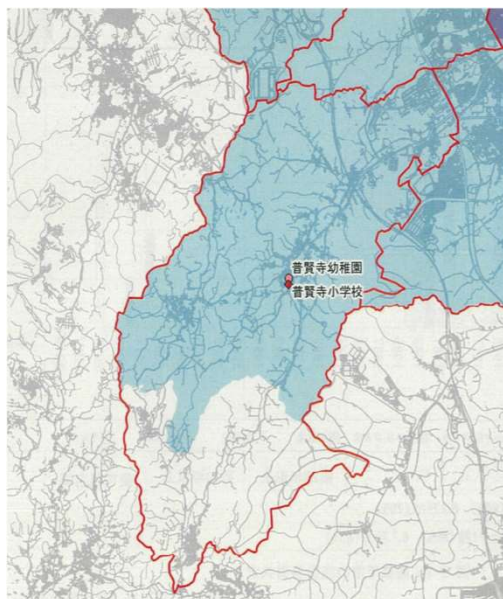
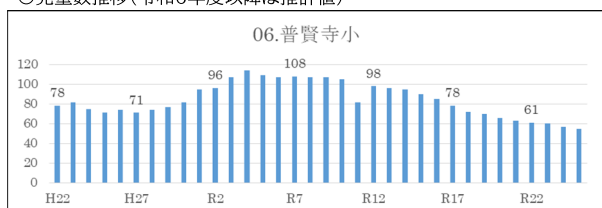
○児童数推移(令和6年度以降は推計値)



⑥ 普賢寺小学校(* 田辺中学校区)

創立	明治6年(1873年)
児童数	109人(令和5年5月1日現在)
学級数	7学級(うち1学級は特別支援学級)
教室数	普通教室7、特別教室5
校舎面積	2,023㎡
運動場面積	4,415㎡
主な構造等	鉄筋コンクリート造/昭和48年度
特記事項	・小規模特認校制度を導入 ・打田・高船地区の中学生は、生駒北小中学校へ進学

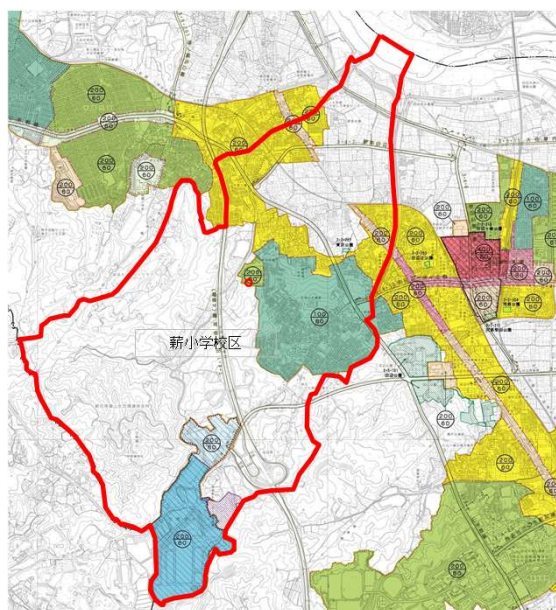
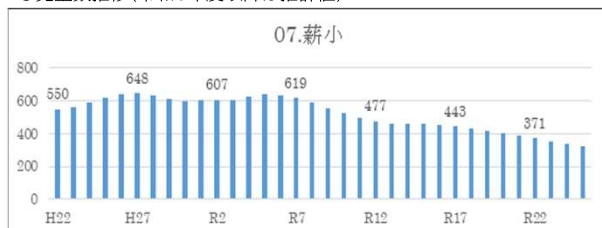
○児童数推移(令和6年度以降は推計値)



⑦ 薪小学校(田辺中学校区/大住中学校区)

創立	昭和55年(1980年)
児童数	641人(令和5年5月1日現在)
学級数	25学級(うち3学級は特別支援学級)
教室数	普通教室25、特別教室6
校舎面積	4,007㎡
運動場面積	8,589㎡
主な構造等	鉄筋コンクリート造/昭和54年度
特記事項	校区内に進学先の中学校が異なる地域が存在

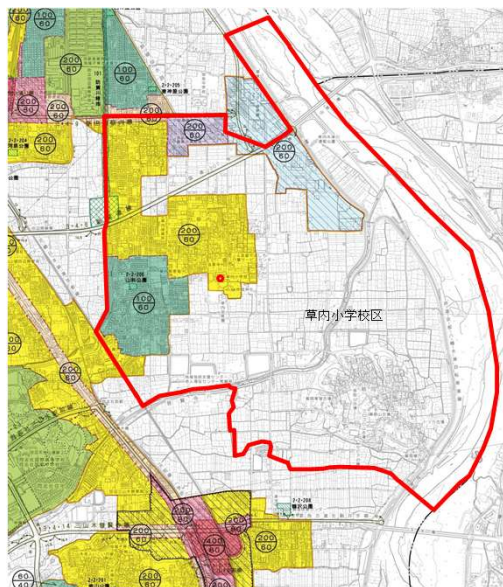
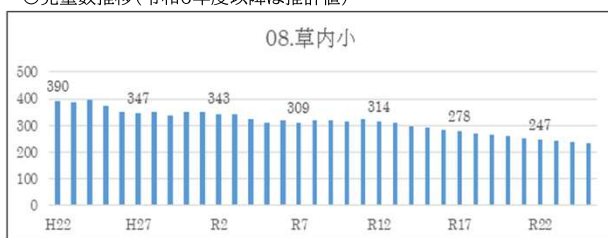
○児童数推移(令和6年度以降は推計値)



⑧草内小学校(培良中学校区)

創立 明治11年(1878年)
 児童数 310人(令和5年5月1日現在)
 学級数 14学級(うち2学級は特別支援学級)
 教室数 普通教室14、特別教室8
 校舎面積 3,649㎡
 運動場面積 7,286㎡
 主な構造等 鉄筋コンクリート造/昭和40年度

○児童数推移(令和6年度以降は推計値)

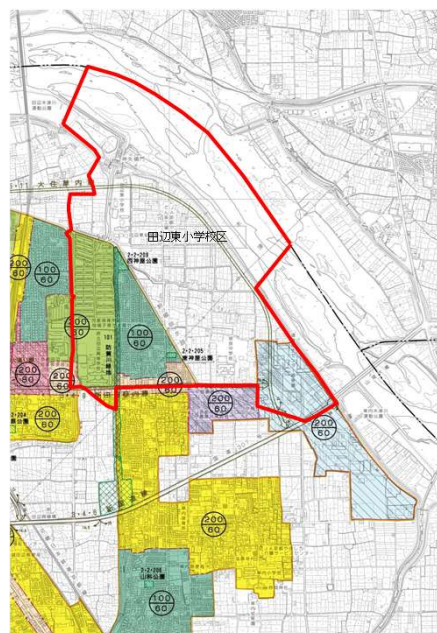
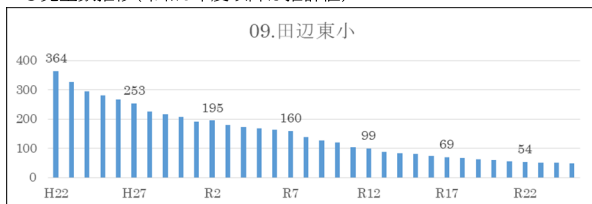


13

⑨田辺東小学校(培良中学校区)

創立 昭和47年(1972年)
 児童数 168人(令和5年5月1日現在)
 学級数 9学級(うち3学級は特別支援学級)
 教室数 普通教室10、特別教室10
 校舎面積 4,563㎡
 運動場面積 8,919㎡
 主な構造等 鉄筋コンクリート造/昭和47年度

○児童数推移(令和6年度以降は推計値)

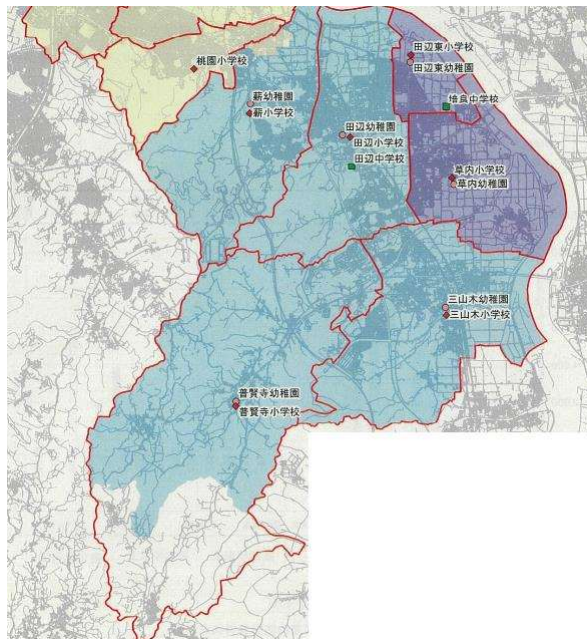


14

① 田辺中学校

創立 昭和22年(1947年)
 生徒数 946人(令和5年5月1日現在)
 学級数 28学級(うち3学級は特別支援学級)
 教室数 普通教室34、特別教室20
 校舎面積 7,623㎡
 運動場面積 17,320㎡
 主な構造等 鉄筋コンクリート造/昭和50年度

○生徒数推移(令和6年度以降は推計値)

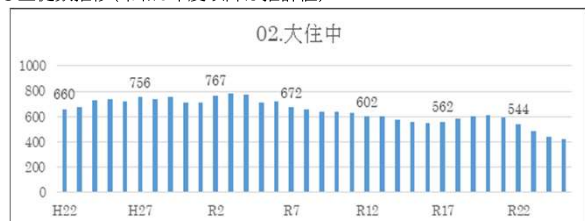


15

② 大住中学校

創立 昭和54年(1979年)
 生徒数 709人(令和5年5月1日現在)
 学級数 21学級(うち2学級は特別支援学級)
 教室数 普通教室25、特別教室22
 校舎面積 7,595㎡
 運動場面積 11,500㎡
 主な構造等 鉄筋コンクリート造/昭和53年度

○生徒数推移(令和6年度以降は推計値)

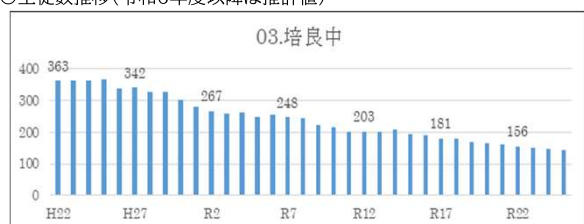


16

③ 培良中学校

創立	昭和57年(1982年)
生徒数	249人(令和5年5月1日現在)
学級数	10学級(うち2学級は特別支援学級)
教室数	普通教室10、特別教室21
校舎面積	5,348㎡
運動場面積	12,627㎡
主な構造等	鉄筋コンクリート造/昭和57年度

○生徒数推移(令和6年度以降は推計値)



17

4. 学校規模・学校配置の一般的な考え方

(1) 標準学級数

学校教育法施行規則第41条において、小学校の学級数は**12学級以上18学級以下**を標準学級数と定めています(中学校においても小学校の基準に準じた学級数となっています。)

(2) 通学距離

小中学校の通学距離は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令において、小学校ではおおむね**4キロメートル**以内、中学校では**6キロメートル**以内が適正とされています。

京田辺市では、この距離を超えるような場合は公共交通機関等を利用する児童生徒に対し補助金を交付しています。

18

5. 児童生徒数の偏在に伴う課題

一般的に、学校規模によって、児童生徒に次のような影響があるとされています。

	メリット	デメリット
○小規模校	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒一人一人に目が届きやすい。 児童生徒の人間関係が深まりやすい。 学校行事や部活動において、児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しやすい。 学校施設・設備の利用時間帯の調整が行いやすい。 保護者や地域社会との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 運動会等の学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 部活動の設置が限定されやすい。 教員数が少ないため、複数の校務分掌が集中しやすい。 PTA活動における保護者負担が大きい。
○大規模校	<ul style="list-style-type: none"> 集団の中で多様な考え方に触れる機会が多い。 様々な部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。 豊かな人間関係の構築ができる。 バランスの取れた職員配置が可能となる。 PTA活動等において、複数で分担できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒相互の人間関係が深まりにくい。 学校行事や部活動等において活躍の機会が制限されやすい。 学校施設・設備の利用時間の調整が難しい。 保護者と地域との連携が図りにくい。 体育館等の使用密度が上がりがり、怪我の危険性が高まりやすい。

19

偏在の解消に向けた取組事例

	通学区域の見直し	通学区域を見直す。	
	学校統廃合	1. 既存学校を活用	既存校を活用し、隣接する小規模校を吸収統合する。
		2. 新設統合	新たな用地を確保し、複数校を統合し、新設校を整備する。
		3. 分離統合	3校以上の統合予定校のうち1校を分割して、他の学校に統合する。
学校選択制度	1. 自由選択制度	市内の全ての学校の内、希望する学校に就学を認めるもの	
	2. ブロック選択制度	市内を中学校区等のブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの	
	3. 隣接区域選択制度	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの	
	4. (小規模)特認校制度	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内どこからでも就学を認めるもの	
	5. 特定地域選択制度	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの	
	6. 特定目的選択制度	部活動等特定の目的のために、通学区域に関係なく、市内どこからでも就学を認めるもの	
	校舎の増築	既存校舎に増築	

20

6. これまでの学校教育審議会での審議経過

令和4年 2月15日	・「市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策」について、市教育委員会から諮問	
6月28日	・ 偏在の解消に向けた対策について審議 児童生徒数の推移、学校における教育指針、子どもたちと地域の関わりについてなどを把握し、偏在の解消に向けた対策、学校選択制度等の考え方について審議	
9月1日		
10月20日		
12月1日		
令和5年 3月2日	・ 市立学校間の偏在解消に向け、短期的に解決すべき課題に対する(中間)答申を決定	田辺中学校の生徒数の増加及び培良中学校の生徒数の減少に向けた取組について言及
3月13日	・ 学校教育審議会から(中間)答申書を教育長へ手交	
7月11日	・ 偏在解消に向け、中長期的に検討すべき課題について審議を開始	

21

○中間答申と教育委員会における取組について

中間答申では、審議の方向性を以下のとおりとしている。

- (1) 偏在の解消に向けた対策については、学校選択制度、校区の適正化、小中一貫教育の導入などから、京田辺市に最もふさわしいものを検討
- (2) 学校ごとに抱える課題を短期的に解決すべきもの、中長期的に検討すべきものに整理
- (3) 短期的に解決すべき課題は、優先的に市教育委員会に対し答申
- (4) 中長期的に解決すべき課題は、短期的に解決すべき課題について答申を行った後、各学校の特色や規模、通学距離、地域コミュニティなどに配慮し、審議を進める。

短期的に解決すべき課題は、

- (1) 田辺中学校の生徒数の増加に伴う教育課題
- (2) 培良中学校の生徒数の減少に伴う教育課題

であり、その対策として

- ・田辺中学校の施設・設備の整備や職員体制の配慮
- ・培良中学校への学校選択制度の導入等特色化事業の推進

について教育委員会に対し(中間)答申を行った。

教育委員会では中間答申を受け、令和5年4月26日付けで「児童生徒数の偏在解消に向けて短期的に解決すべき課題への基本的な方針」決定し、その中で、

- ①田辺中学校に対し、
 - ・教職員に対するサポート体制の充実
 - ・学校施設、設備の整備 など
- ②培良中学校に対し、
 - ・特色ある取組の推進
 - ・特色ある取組に魅力を感じる生徒が、校区外からでも通学できる学校選択制度の導入


を進めることとしている。

22

【参考】過去の学校教育審議会の答申について

令和3年6月	不登校児童・生徒が増加傾向にあることを受け、「京田辺市における不登校児童生徒への支援がより一層効果的で充実したものとなるための具体的な取組」について市教育委員会から諮問を受ける。
令和4年2月	その後、4回の審議を経て具体的な取組として、①学校における支援のさらなる充実、②支援を行う場へ通えない児童生徒への支援(アウトリーチ機能)の充実、③ポットラック(適応指導教室)の機能拡充、④学習機会の提供 について取りまとめ、教育委員会へ答申
令和4年9月	答申をもとに、市教育委員会では「不登校児童生徒への支援の充実に向けた基本方針」を決定。不登校児童生徒に向けた新たな取組を推進していくこととなる。
令和5年8月	基本方針を踏まえ、不登校児童生徒支援の拠点となる「京田辺市教育支援センター(アイリス)」を京田辺市商工会館内に開所し、子どもたちの社会的自立に向けた支援を実施

アクセス



アイリス (京田辺市教育支援センター)
 〇J南信濃線 京田辺駅下車、駅前南へ
 〇京田辺駅前 西側出口より、300m南へ
 〒510-0234 京田辺市商工会館4F(3-3)
 京田辺市教育支援センター

◆教育情報等のお問い合わせ「入会のご相談」について
 ご希望の方は、お越しになる学校又は教育支援センターにご連絡ください。

理念

京田辺市における不登校支援をより一層効果的に実施するために、不登校児童生徒の支援をさらに充実させる。学校現場の課題から教育相談活動も併せ、保護者や児童生徒の状況に応じて適切な支援を行う。また、本センターがもたらす効果として、児童生徒の自立を促す場として支援し、社会的自立を支援します。


対象

京田辺市に在住の児童生徒(希望者)
 ※私立の小中学校に通学している児童生徒も対象です。

【保護者とのつながり】
 ・交流活動
 ・保護者による保護者懇話会
 ・必要に応じて保護者から相談

【学校とのつながり】
 ・交流活動の推進
 ・必要に応じて、その期間
 ・学習活動の場子について連絡や情報共有を行います。
 ・教育支援センターに集まる前は、学校の職員となります。

京田辺市教育支援センター



「アイリス」について

通学している児童、生徒の増加に伴い、不登校も増加傾向にある。その中で、この支援センター「アイリス」は、「希望」を掲げ、「支援」「学習」という価値をもち、この場が児童生徒の自立を促すことのできる場となり、そして、児童生徒の「希望」を叶えてほしい。「希望」を叶えるための取組を行うことにより、児童生徒の自立を促すことのできる場となる。

〒510-0234
 京田辺市商工会館4F(3-3) 京田辺市教育支援センター(CR2)611F3F
 ☎0774-601-6004
 #kyoukashien @city.kyotanabe.lg.jp

「アイリス」にある3つの教室について

【個別指導】
 ・一人ひとりの学習状況や学習意欲に応じた個別指導を実施します。
 ・学習意欲を高め、学習習慣を身につけていただきます。
 ・学習のペースや学習方法を調整し、学習意欲を高め、学習習慣を身につけていただきます。

【学習・活動支援】
 ・学習意欲を高め、学習習慣を身につけていただきます。
 ・学習意欲を高め、学習習慣を身につけていただきます。

【保護者・学校による協働の取組】
 ・保護者・学校による協働の取組を実施します。
 ・保護者・学校による協働の取組を実施します。

ご清聴

ありがとうございました。